

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則

(平成15年7月1日 岡山県規則第81号)

最終改正

(令和5年9月15日 岡山県規則第68号)

(目的)

第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下この条及び第3条第1項において「助成法」という。）に基づき、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業従事者等に対する助成法第2条第1項の林業・木材産業改善資金（以下「林業・木材産業改善資金」という。）の貸付けを行い、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 削除

(貸付けの対象者)

第3条 知事は、林業・木材産業改善措置（助成法第2条第1項の林業・木材産業改善措置をいう。以下同じ）を実施しようとする次に掲げるもの（以下「林業従事者等」という。）に対し、別に定めるところにより、林業・木材産業改善資金を貸し付けることができる。

一 林業従事者

二 助成法第2条第2項に規定する木材産業（次条第1項において「木材産業」という。）に属する事業を営む者であって、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人であるもの

三 前二号に掲げる者の組織する団体

四 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業員の数が300人以下のものに限る。）

五 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下この号及び第5条第2項第6号において「連携促進法」という。）第4条第2項第2号ロに規定する措置を行う連携促進法第12条第1項の認定中小企業者（当該認定中小企業者が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合であつて、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が連携促進法第2条第4項に規定する農商工等連携事業として当該措置を行う場合を含む。）

2 前項に規定する場合のほか、知事は、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資

金の貸付を行う融資機関に対し、当該業務に必要な資金を貸し付けることができる。

(貸付限度額)

第4条 前条第1項の規定により貸し付ける林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」という。）の一林業従事者等ごとの限度額は、個人にあつては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあつては5,000万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ1億円）とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において知事が農林水産大臣に協議をしたときにあつては、当該協議をして定めた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条に規定する手続により貸し付ける貸付金の一林業従事者等ごとの限度額は、250万円とする。

(貸付金の利率、償還期間等)

第5条 貸付金は、無利子とする。

2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる規定の適用を受ける場合は、当該各号に定める期間とする。

一 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の6第1項 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）

二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第9条 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

三 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

四 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

五 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第11条第1項 12年以内（5年以内の措置期間を含む。）

六 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第16条 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

七 連携促進法第13条第2項 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）

八 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

九 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第19条 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

十 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第10条第2項 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）

十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第24条第2項 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

3 前項の規定にかかわらず、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太

平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により、林産物(その加工品を含む。)に係る売上げが平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、同日から令和6年3月31日までの間に貸し付ける貸付金の償還期間及び措置期間は、同項(第一号、第四号(償還期間に係る部分に限る。)、第五号、第六号(償還期間に係る部分に限る。))及び第11号(償還期間に係る部分に限る。))を除く。)に定める期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

- 一 原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次号において同じ。)の影響に伴う原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、事業拠点(林地、施設等をいう。)の存する区域が帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に設定された者
- 二 原子力災害の影響により、過去2年以内に出荷制限等を受けた者
- 三 その他前2号に準ずる者として知事が認める者

4 第2項の規定にかかわらず、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第37条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第2条の規定により、第2項第2号に定める償還期間を3年延長して適用するものとする。

5 貸付金の償還は、償還期間を1年以内とした貸付金にあつては一時払の方法、その他の貸付金にあつては均等年賦支払の方法によるものとする。なお、据置期間を設けた貸付金にあつては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法によるものとする。

6 前項の規定にかかわらず、貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、いつでも繰上償還をすることができる。

(貸付資格の認定の申請)

第6条 貸付金の貸付けを受けようとする林業従事者等(以下「申請者」という。)は、別に定めるところにより、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 林業・木材産業改善措置の目標
- 二 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期
- 三 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

(貸付資格の認定)

第7条 知事は、前条第1項の認定の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込

みがあると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。

(連帯保証人等)

第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者（造林の事業を行う市町村、財産区及び地方公共団体の組合を除く。）は、知事が適当と認める担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の場合において、貸付けを受けようとする者が団体であるときは、その構成員で当該借受けによって受益する者のうち知事が適当と認める者を当該団体の連帯保証人とするものとする。この場合において、貸付けを受けようとする者が法人であるときは、役員全員を当該団体の連帯保証人とすることができる。

3 融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、融資機関が確実と認める独立行政法人農林漁業信用基金による保証を受け、又は前2項の規定に準ずる担保を提供し、若しくは連帯保証人を立てなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けようとする者は、別に定めるところにより知事が求めた場合は、担保を提供しなければならない。

(直貸方式による貸付けの手続)

第9条 第6条第1項の認定を受けた申請者（以下「借入申込者」という。）は、貸付金の貸付けを受けようとする場合にあっては、申請書を別に定める期日までに県民局を経由して知事に提出するものとする。

(転貸方式による貸付けの手続)

第10条 融資機関は、借入れの申込みを受け、貸付けが適当と認めたときは、申請書を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(貸付けの決定)

第11条 知事は、前2条に規定する申請書の提出を受けたときは、償還能力等必要な審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認められるものに限り、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けをするか否かの決定をしたときは、第9条に規定する手続による貸付けの場合にあってはその旨の通知書を借入申込者に交付し、前条に規定する手続による貸付けの場合にあっては融資機関その他知事が必要と認めた者にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた融資機関は、速やかに借入れの申込みをした者に対してその旨を通知しなければならない。

(借用証書)

第12条 前条第2項の規定による貸付けをする旨の通知書の交付を受けた借入申込者（以下「借受決定者」という。）は、借用証書に借受決定者及び連帯保証人（第8条第1項の規定により連帯保証人を立てて貸付けを受ける場合に限る。）の印鑑証明を添付の上、知事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定による貸付けをする旨の通知書の交付を受けた融資機関は、借用証書を知事に提出しなければならない。

(貸付決定の取消し)

第13条 知事は、借受決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付けの決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

一 貸付けの決定日から1月を経過してもなお前条の規定による借用証書等を提出しないとき。

二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用するおそれがあるとき。

三 その他貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(貸付金の交付)

第14条 貸付金の交付は、県民局を通じて行うものとする。

(繰上償還)

第15条 借受者が第5条第6項の規定により繰上償還をしようとするときは、その期日及び額を知事に申し出るものとする。

(期限前償還)

第16条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第2項から第5項までの規定にかかわらず、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。第18条第2項において同じ。)前に借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由なくして貸付けの条件に違反したとき。

(支払及び納入)

第17条 償還金、繰上償還金又は期限前償還金の支払は、支払期日までに納入通知書により行うものとする。

(支払の猶予)

第18条 知事は、災害により又は借受者(融資機関からの貸付けを受けた者を含む。)(その者が団体である場合には、その団体を構成する個人)若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により、貸付金(融資機関が貸し付けた林業・木材産業改善資金を含む。)の償還が著しく困難であると認められる場合には、申請によって、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により支払の猶予を受けようとする者は、申請書に知事の指定する者の証明書を添付の上、償還期限の30日前まで(償還期限前30日以内に猶予事由の生じた場合にあっては、償還期限の前日まで)に知事又は融資機関に提出しなければならない。この場合において、知事への提出にあっては、第9条の規定の例によるものとする。

3 前項の申請書の提出を受けた融資機関は、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに支払の猶予に関する申請書を知事に提出しなければならない。

(支払の猶予の決定)

第19条 知事は、支払の猶予の決定をしたときは支払猶予決定通知書を、支払の猶予をしないとの決定をしたときはその旨の通知書を当該支払の猶予の申請を行った者又は融資機関に交付するものとする。この場合において、第9条に規定する手続による貸付けに係る決定にあっては、当該申請に係る同条の県民局に通知するものとする。

2 前項の通知書の交付を受けた融資機関は、当該支払の猶予の申請を行った者に対し

てその旨を通知するものとする。

(違約金)

第20条 知事は、借受者が支払期日に償還金、繰上償還金又は期限前償還金を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、支払期日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下この項において「休日等」という。）に当たる場合において、その日以後においてその日に最も近い休日等でない日に支払ったときは、違約金を徴収しない。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第17条の規定は、第1項の違約金の徴収について準用する。

(事務の委託)

第21条 知事は、貸付金の貸付けに係る事務（貸付け、期限前償還及び支払の猶予の決定を除く。）の一部を森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合のうち知事が別に定めるもの（次条第2項において「森林組合」という。）に委託することができる。

(報告及び検査)

第22条 知事は、必要があると認めるときは、借受者から必要な報告を求め、又は県職員をして貸付金に関する事業の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、森林組合から報告を求め、又は県職員をして委託した事務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第3条第2項の規定により資金を借り受けた融資機関及び当該融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた林業従事者等から必要な報告を求め、又は県職員をして当該資金及び林業・木材産業改善資金に関する事業の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(準用)

第23条 第4条から第7条までの規定は、融資機関が行う林業・木材産業改善資金の貸付けについて準用する。

2 第15条、第16条及び第20条の規定は、融資機関について準用する。

3 第5条の規定は、第3条第2項の規定により貸し付ける資金について準用する。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第99号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第53号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第126号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日前に貸し付けられたこの規則による改正前の岡山県林業改善資金貸付規則別表に掲げる資金については、なお従前の例による。

この規則による改正前の岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(岡山県事務処理規則の一部改正)

- 3 岡山県事務処理規則（昭和44年岡山県規則第55号）の一部を次のように改正する。
別表第3 林政課の部14の項を次のように改める。
- 4 この規則による改正後の第5条第2項第七号の規定は、平成25年5月31日以降にした資金の貸付から適用する。
- 5 この規則による改正前の岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。